

# 「公共調達に係る入札契約制度 に関する報告書」の概要

平成26年6月

山形県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものです。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としています。

# 「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の概要

## 第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

### 第1章 入札・契約を取り巻く状況等

#### 1 建設業を巡る環境

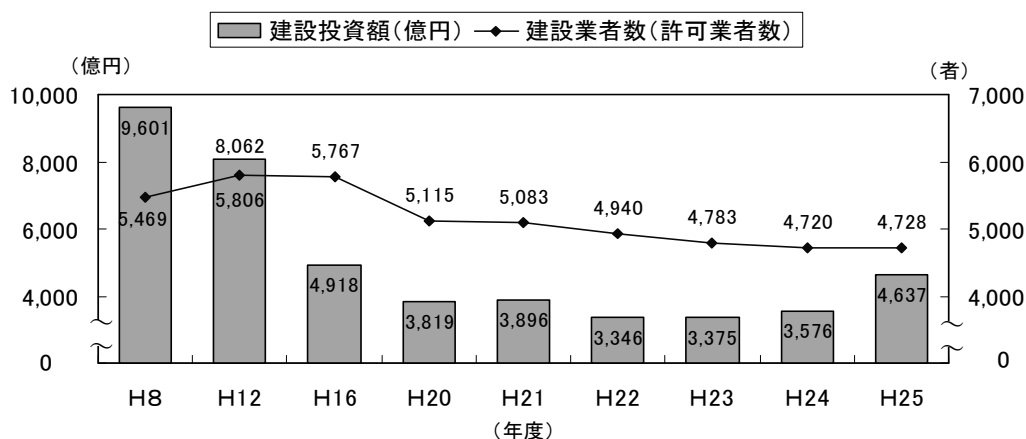
##### (1) 建設投資額の推移 (p. 1)

本県の建設投資（公共・民間）額は、平成8年度をピークに減少してきた。平成25年度（4,637億円）は、前年度より1,061億円増加（+29.7%）したものの、平成8年度の48.3%（平成24度は37.2%）となっている。

##### (2) 建設業者数及び建設業就業者数（建設業許可業者数）等の推移 (p. 1～)

建設投資額の減少幅に比べ、建設業者数の減少割合が小さいことから、平成25年度の一業者当たりの建設投資額（0.98億円）は、前年度より28.9%増加したものの、平成8年度の55.9%（前年度43.2%）となっている。

県内建設業就業者数は、平成22年国勢調査では48,111人と平成12年から25,409人（34.6%）減少している。

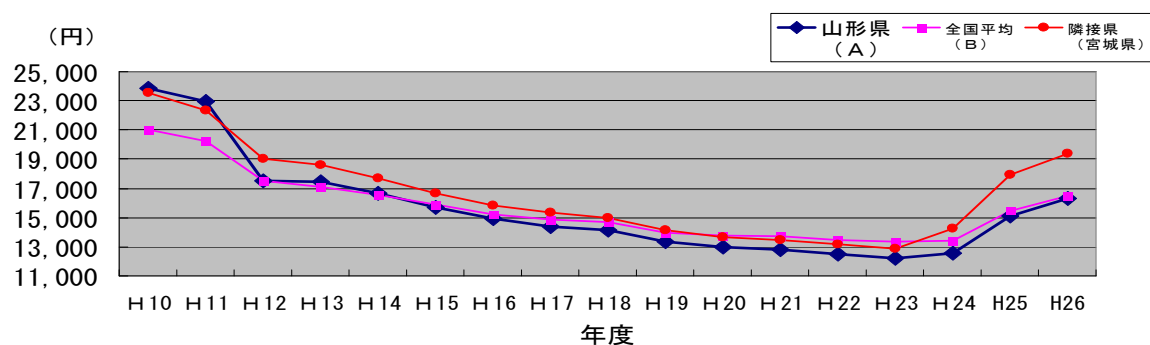


##### (3) 設計労務単価の推移 (p. 3)

設計労務単価（主要12職種平均）は低下が続いてきたが、平成24年度から上昇に転じ、平成26年度単価（16,308円）は、平成23年度比で33%の大幅な増加となった。しかし、ピーク時（平成10年度）の68%となっており、また、隣接県（宮城県）との格差は大きい状況にある。

主要12職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手  
・型枠工・大工・左官・交通誘導員A・交通誘導員B

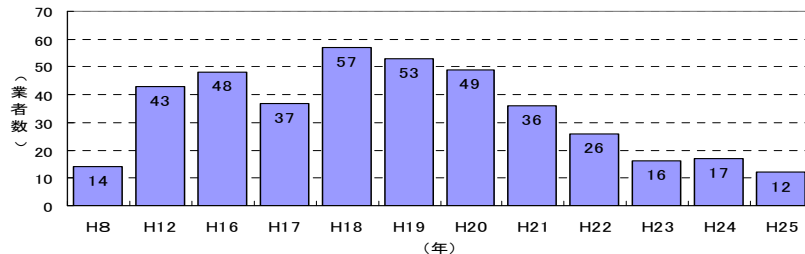
##### 主要12職種設計労務単価の推移



#### (4) 倒産件数の推移 (p. 3～)

本県の倒産件数は、平成16年まで増加傾向を続け、平成18年をピークとして、その後減少傾向となっている。平成25年(倒産件数12件)は、本県ピーク時(平成18年 57件)の約21%となっている。

建設倒産件数の推移(暦年)

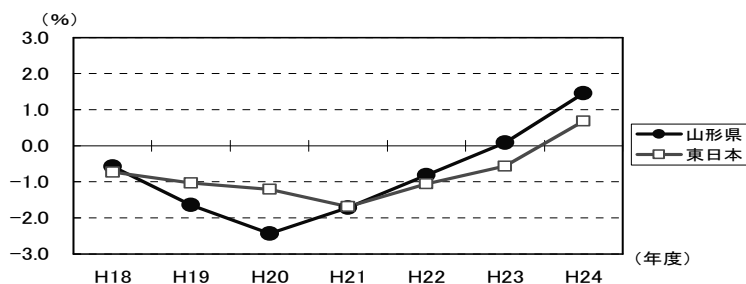


#### (5) 収益性の推移 (p. 4)

本県建設業の収益性は、平成22年度までマイナスが続いてきたが、平成23年度にプラスへ転じ、平成24年度はプラスの1.46%となった。その一因として、県内における工事増加や低入札対策の効果が考えられる。

なお、収益がマイナスであった状況が長く続いてきた状況を踏まえ、今後とも経営状況を引き続き注視していく必要がある。

建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移



## 2 建設業者へのアンケート調査の実施 (p. 5)

今後の建設業振興施策に資するため、「建設業者の経営等(本業強化・新分野進出)に関するアンケート調査」を平成26年3月に実施した。

アンケートの結果、建設業の経営力・技術力の強化のために県に実施を望む施策としては、「技術者・技能者の養成支援」を求める割合が74.8%と圧倒的に多かった。前年度も同様の結果であり、これを踏まえ、平成26年5月に、新規事業として「1級土木施工管理技士」の資格取得支援の講習会を開催した。

## 3 業界団体との意見交換会の実施 (p. 5)

建設業協会や測量設計業協会など7団体と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点を把握するため、意見・要望の聴き取りを行ない入札契約制度の改善につなげた。〔改善内容は、P5:第3章に記載〕

## 第2章 平成25年度における入札・契約の実施状況

### 1 建設工事関係

#### (1) 落札率等の状況 (p. 6～)

建設工事の入札方法については、平成19年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成25年度の県全体の平均落札率は95.6%となり、前年度(94.2%)と比べて1.4ポイント上昇した。

これは、平成23年度に低入札価格調査制度の調査基準価格について、国を上回る引き上げを行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した結果、「過度な低価格入札」の抑制に対し、一定の効果があらわれ、平成25年度もこの傾向が続いている。

#### 落札率の推移 (建設工事) (全部局、予定価格250万円超)

(単位：%、件)

入札方法	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	件数
一般競争入札	91.0	90.0	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	1,338
指名競争入札	92.8	91.7	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	13
随意契約	95.0	96.6	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	27
合計	91.1	90.2	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	1,378

※落札率：加重平均(契約金額合計/予定価格合計)

#### (2) 入札不調の発生状況 (p. 7～)

平成25年度の県土整備部及び農林水産部における入札不調発生件数は、188件(13.0%)で、前年度と比較して87件(5.3ポイント)増加している。このため、県では、工事の早期発注に配慮しながら、年間を通した工事量を平準化し特定の時期に工事を集中させないことや、工期を柔軟に設定することなどに努め、また、工事発注見通しの公表項目に工事の概算額を追加(平成25年10月公表分から)し、建設業者が受注しやすいよう配慮した結果、1月から3月までの不調発生件数は8件(2.7%)と、前年度同期より2件(1.1ポイント)減少した。

#### (3) 県内受注率の状況 (p. 8)

県内(本店)業者の受注率は、件数ベースで95.0%、当初契約金額ベースで91.5%となっており、前年度とほぼ同じ水準となっている。

#### 建設工事 県内業者の受注率(建設工事)

(単位：%)

入札方法	H21		H22		H23		H24		H25	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	97.3	94.3	96.2	89.1	96.1	90.0	96.2	91.2	95.3	91.8
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	71.4	44.8	40.0	75.7	40.0	81.3	46.2	78.1	77.8	50.0
合計	97.2	94.3	95.9	89.0	95.8	90.0	95.7	91.2	95.0	91.5

#### (4) 品質の確保に関する状況 (p. 8～)

工事成績評定点の平成25年度における県全体の平均点は、78.1点となっており、前年度と比べると0.6点上昇した。工事成績評定点の平均を比べると、総合評価落札方式が最低価格落札方式より1.5点上回っている。

また、低入札価格調査の対象に係る入札で、調査基準価格を下回った入札があったのは、県土整備部で4件(発生率0.9%)となっており、前年度に引き続き低い割合となった。

#### 工事成績評定点の推移 (建設工事) (全部局、当初契約金額500万円以上)

(単位：点、件)

	H21	H22	H23	H24	H25
評定点	76.2	76.5	77.0	77.5	78.1
件数	—	—	950	1,119	1,042

#### 総合評価落札方式の状況 (建設工事) (全部局、予定価格250万円超)

(単位：件、%、点)

落札方式	件数	平均落札率	平均評定点	県内業者受注率	
				件数	金額
総合評価落札方式	603 (668)	95.8% (94.1%)	78.8 (77.9)	93.5% (96.1%)	90.3% (90.0%)
最低価格落札方式	775 (696)	95.3% (94.6%)	77.3 (77.1)	96.1% (95.4%)	94.4% (93.5%)
合計	1,378 (1,364)	95.6% (92.4%)	78.1 (77.5)	95.0% (95.7%)	91.5% (91.2%)

※ ( ) 内は前年度の数値。

## 2 建設工事関連業務委託関係

### (1) 落札率の状況 (p. 11～)

建設工事関連業務委託については、指名競争入札を原則としている。平成25年度の県全体の落札率は88.4%となり、前年度(86.7%)と比べ1.7ポイント上昇した。

これは、平成23年度に、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について改正した結果、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、平成25年度もこの傾向が続いている。

#### 落札率の推移 (建設工事関連業務委託) (全部局、予定価格100万円超)

(単位：%、件)

入札方法	H21	H22	H23	H24	H25	件数
一般競争入札	73.5	86.5	82.9	88.6	87.5	3
指名競争入札	82.5	82.4	84.9	86.2	87.5	936
随意契約	94.6	95.9	96.3	96.8	97.3	113
合計	84.1	83.2	85.5	86.7	88.4	1,052

## (2) 県内受注率の状況 (p. 12)

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで74.4%、当初契約金額ベースで66.6%となっている。

### 県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超）

（単位：％）

入札方法	H21		H22		H23		H24		H25	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	100.0	100.0	87.5	89.8	90.0	82.8	90.0	94.2	66.7	72.0
指名競争入札	70.2	60.0	72.3	69.1	72.8	64.0	72.8	60.3	73.6	64.9
随意契約	83.8	80.0	86.4	38.5	78.6	82.3	91.2	77.8	81.4	80.6
合計	71.5	63.1	72.9	67.7	73.2	65.7	73.6	61.6	74.4	66.6

## (3) 品質の確保に関する状況 (p. 12～)

委託業務等成績評定点の平成25年度における県全体の平均点は、79.9点となっており、前年度と比べると0.3点上回っている。

低入札価格調査制度の平成25年度における調査案件の発生件数は、県全体で37件（うち県土整備部で28件）となっている。そのうち、県土整備部における発生率は11.7%と、前年度より10.0ポイント低下している。

### 業務成績評定点の推移

（単位：点、件）

	H21	H22	H23	H24	H25
評定点	78.7	79.0	79.5	79.6	79.9
件数	—	—	612	699	777

### 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25
県土整備部	調査基準価格設定数	125	140	140	167	221	240
	低入札発生件数 （発生率）	28 (22.4%)	32 (22.9%)	41 (29.3%)	42 (25.1%)	48 (21.7%)	28 (11.7%)
	低入札落札件数	23	6	20	13	19	12
全県	低入札発生件数	31	37	47	54	53	37
	低入札落札件数	25	8	24	18	20	16

### 第3章 平成25年度における改善の取組み

#### 1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 (p. 15～)

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成25年度において、以下の対策を順次実施した。〔平成26年4月から順次実施した対策についても、平成25年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述。〕

#### 2 建設工事に関する改正内容 (p. 15～)

##### (1) 総合評価落札方式の評価の充実等

###### ①評価対象期間の拡大 (平成25年度改正)

- ・ より多くの工事实績を評価の対象とすることで、企業・技術者の評価における安定性の向上を図るため、工事成績評定の評価対象期間を2年から5年に拡大。

###### ②評価対象発注機関の拡大 (平成26年度改正)

- ・ より多くの工事实績を評価の対象とすることで、企業・技術者の評価における安定性の向上を図るため、他部局（県警本部、企業局、病院事業局等）の発注工事の実績も評価。

（改正前）県土整備部及び農林水産部発注工事の実績を評価。

（改正後）県土整備部及び農林水産部発注工事に加え、県警本部、企業局、病院事業局等の発注工事の実績も評価。

###### ③県との災害協定に基づく活動の加算点の見直し (平成26年度改正)

- ・ 県との協定に基づく建設業者の活動実績をより高く評価することにより、県の防災対応力の一層の強化を図るため、最大3点から最大4点に見直し。

##### (2) 入札参加要件としての「施工実績要件」に関する緩和 (平成25年度改正)

- ・ 設計金額1,000万円未満の建設工事について、「施工実績要件」を緩和する試行の結果、要件設定の有無で、工事成績評定点に差はなく、品質への影響が見られなかったことから、要件設定を発注者の任意の取扱いとした。

##### (3) 「予定価格事後公表」の試行 (県土整備部) (平成26年度試行継続)

- ・ 試行の結果、事前公表と事後公表とで各種指標に明確な優劣が認められないことなどから、試行を継続するとともに、農林水産部においても事後公表の実施について検討。

##### (4) 20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行 (平成26年度試行継続)

- ・ 一般競争入札において1件の工事に応札可能な業者数が20者以上となることを原則として地域要件を設定しているが、地域経済への配慮の必要性があることから、応札可能者を概ね15者とする地域要件の緩和措置の試行を継続。

### 3 建設工事関連業務委託に関する改正内容 (p. 17～)

#### (1) 低入札価格調査による失格者への非指名措置の強化 (平成25年度改正)

- ・ 過度な低入札を防止する対策を強化するため、低入札での失格を繰り返す業者への非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間を設定。(失格者数：H24 39者 → H25 21者)

#### (2) 低入札価格調査における調査対象設計金額引き上げ (平成26年度改正)

- ・ 非指名措置の強化により低入札案件が減少したことを背景に、発注者と受注者双方の負担軽減を図り、円滑な受発注環境を整えるため、調査対象設計金額を700万円以上から1,000万円以上に引き上げ。  
〔1,000万円未満案件については、最低制限価格を設定し品質を確保〕

#### (3) 総合評価落札方式の試行

##### ①技術点により重きをおいた評価方法の試行 (平成26年度試行継続)

- ・ これまで試行した評価点配分方法では、技術面の評価が十分に反映されていないとの見方もあることから、価格点の技術点に対するウエートや点数配分を見直し、技術点の評価により重きをおいた評価方法に改めて試行継続。

##### ②技術資料の事後審査の試行 (平成26年度から試行)

- ・ 審査業務の円滑化が課題となっていることから、開札後に落札候補者となった者のみの技術資料を審査する事後審査を試行。

#### (4) 一般競争入札(条件付)の導入の検討。(平成26年度試行継続)

- ・ 一般競争入札(条件付)を導入するため、県内業者に技術的難易度の高い業務を実施させ、その成果品の品質が確保されるかの検証を継続。

### 2 山形県公共調達評議委員会の開催 (p. 19～)

平成25年度は委員会を2回開催し、建設工事における「評価対象発注機関の拡大」および「県との防災協定に基づく活動の加算点の見直し」、建設工事関連業務委託における「低入札価格調査における調査対象設計金額の引上げ」等について審議した。



## 第2部 物品及び役務等の調達関係

### 第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

#### 1 物品関係

##### (1) 契約の方法 (p. 34)

予定価格が160万円を超える物品について、原則として条件付一般競争入札による調達を行うほか、160万円以下の物品については、電子調達システムによる一般型の見積合せにより調達している。

##### (2) 平成25年度における入札・契約の実施状況 (p. 34)

予定価格が160万円を超える物品の調達方法は、件数で競争入札によるものが38.4%、随意契約によるものが61.6%となっている。随意契約件数の大半を占める医薬品の調達件数が減少したのに対し、競争入札によるものの件数は増加した。なお、品質については、納品検査の実施により確保されている。

#### 予定価格160万円超の物品調達件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成23年度		平成24年度		平成25年度		増減(25-24) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	262	35.9	204	26.7	279	38.4	75
随意契約によるもの	468	64.1	561	73.3	447	61.6	▲114
合計	730	100.0	765	100.0	726	100.0	▲39

#### 2 印刷物関係

##### (1) 契約の方法 (p. 35)

予定価格が250万円を超える印刷物について、原則として条件付一般競争入札による調達を行うほか、250万円以下の印刷物については、電子調達システムによる一般型の見積合せにより調達している。

また、契約の適正な履行を確保するため、平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超えるもの(WTO案件を除く。)を対象に最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げた。

##### (2) 平成25年度における入札・契約の実施状況 (p. 35)

予定価格が250万円を超える印刷物の契約件数は比較的少ない状況にはあるが、調達方法は、件数で競争入札によるものが71.4%、随意契約によるものが28.6%となっている。随意契約の理由としては、障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設と契約するためなどとなっている。なお、品質については、納品検査の実施により確保されている。

予定価格250万円超の印刷物製造請負件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成23年度		平成24年度		平成25年度		増減(25-24)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	9	75.0	12	75.0	10	71.4	▲2
随意契約によるもの	3	25.0	4	25.0	4	28.6	0
合計	12	100.0	16	100.0	14	100.0	▲2

### 3 業務委託関係

#### (1) 業務委託の種類 (p. 36)

業務委託については、便宜上、建物等の保守管理運営、廃棄物処理などの大分類で8種目、建物清掃、警備などの小分類で49種目に区分整理している。業務内容については、安全・安心の確保がより強く求められるもの、信頼性、継続性が強く求められるものなど、多種多様なものとなっている。

#### (2) 契約の方法 (p. 36)

予定価格が100万円を超える業務委託について、原則として指名競争入札又は一般競争入札としているが、平成20年度からは、大分類「建物等の保守管理運営業務」及び「廃棄物処理業務」のうち12業務については、原則として条件付一般競争入札により調達している。

また、平成22年度から、過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、1件の設計金額が700万円以上の役務の調達に係る低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

#### (3) 平成25年度における入札・契約の実施状況 (p. 37)

予定価格が100万円を超える契約のうち、500万円未満のものが全体の約6割を占め、比較的少額な業務委託が多い状況となっている。

調達方法は、件数で競争入札によるものが27.3%、随意契約によるものが72.7%となっている。随意契約の理由としては、品質を確保するため設置・施工・開発した業者へ保守作業を委託するためや、プロポーザル方式により選定した者へ委託するため等となっている。

予定価格100万円超の業務委託件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成23年度		平成24年度		平成25年度		増減(25-24)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	293	23.2	321	26.6	273	27.3	▲48
随意契約によるもの	971	76.8	885	73.4	727	72.7	▲158
合計	1,264	100.0	1,206	100.0	1,000	100.0	▲206

## 第2章 平成25年度における改善の取組み

平成25年度においては、品質と競争性等にも配慮しながら、平成21年12月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施した。

### 1 地元調達の取組み (p. 39)

少額なものを対象として取り組んでおり、地元調達率は、物品購入において95.9%、印刷物の製造請負において99.9%、業務委託において98.5%となっている。

#### 地元調達の実施状況 (件数ベース)

区分	対象金額 (予定価格)	実施機関	地元調達率 (※)
物 品	5万円未満	全所属	95.9%
印 刷 物	50万円以下	全所属	99.9%
業務委託	100万円以下	全所属	98.5%

※県内企業から調達困難なもの、病院事業局発注分を除く。

※調査対象期間は、平成25年4月～平成25年12月。

### 2 品質確保の取組み (p. 39)

#### (1) 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物(WTO案件を除く。)について、最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げて実施し、平成25年度は67件中9件に失格者が出ている。

#### (2) 業務委託に係る低入札価格調査制度の運用状況

平成22年度から対象業務を3業務から13業務に拡大して品質確保を図っており、平成25年度は26件のうち1件が調査対象となった。

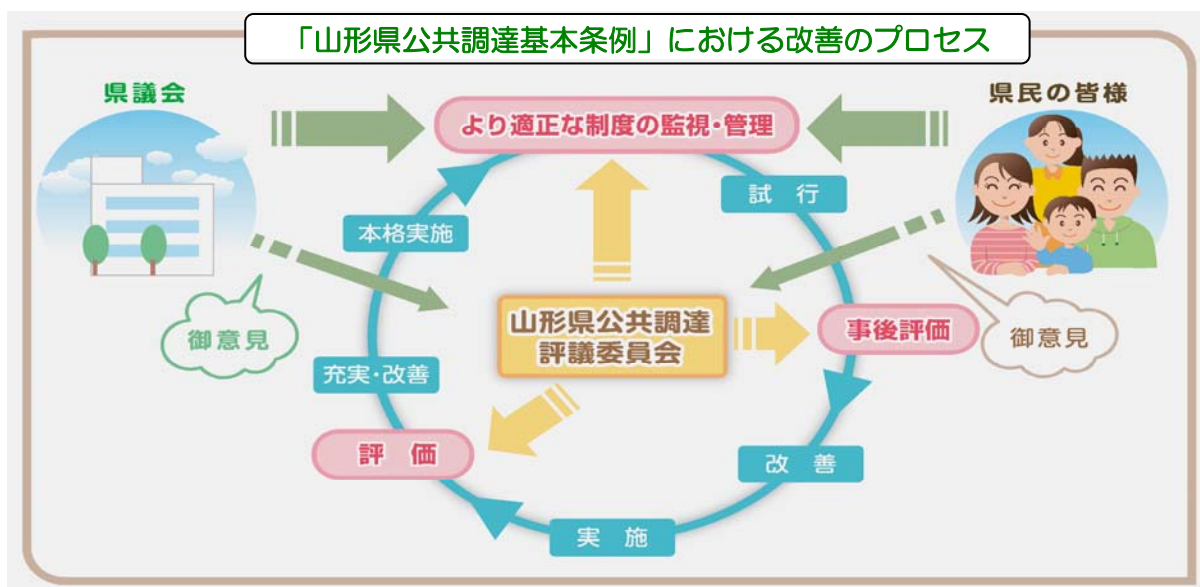
### 3 平成26年度の取組み (p. 39)

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」を一部改正し、平成26年4月1日以降の契約日となるものから、物品購入の対象金額を5万円未満から10万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を50万円以下から250万円以下に引き上げた。引き続き、地元調達率95%以上を数値目標とするとともに、評価・検証等を行いながら、各所属とも地元調達率100%達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

## 資料編

- 1 山形県公共調達基本条例 (p. 44～)
- 2 山形県公共調達評議委員会資料 (p. 47～)
- 3 取組みに関する資料 (p. 82～)
- 4 建設業へのアンケート調査の結果 (p. 89～)

《参考》



山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日県条例第43号）の概要

第1条	目的	県が調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する。
第2条	定義	公共調達とは、県が支出負担行為に基づき行う(全ての)調達をいう。 ※この他、「建設工事等」、「建設業者等」を定義。
第3条	基本理念	①談合その他の不正行為の排除の徹底 ②公正な競争の促進 ③透明性の確保 ④品質及び価格の適正を考慮 ⑤健全な建設業者等の育成が重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、技術のほか、法令の遵守状況、環境保全対策、労働者の安全衛生等に対する取組み並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、入札等に適切に反映するように配慮
第4条	県における取組	①基本理念を踏まえて、入札契約制度を運用するとともに、不断に見直し改善に努める。 ②毎年度、議会に入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、公表する。 ③市町村等に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報提供及び助言を行う。
第5条	山形県公共調達評議委員会	委員会は諮問に応じ、又は自発的に、入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議し、必要な改善措置を構ずることを求めることができる。